

31 史跡名勝天然記念物の現状変更等許可制度

●担当課
文化財・博物館課
指定文化財担当
(電話048-830-6981)
史跡・埋蔵文化財担当
(電話048-830-6988)

目的

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いものを記念物といい、これらのうち重要なものを史跡名勝天然記念物に指定している。

史跡名勝天然記念物に指定された土地等については、保存及び活用に係るものを除き、原則として現状変更等は認められていない。史跡名勝天然記念物が滅失、毀損、衰亡するおそれがある行為やその価値を著しく減じる行為などを規制し、指定当時の価値を維持しようとするものである。

制度概要

1 国指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限

国指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

(一部の現状変更等の許可事務は、県又は市の教育委員会に権限委譲されている。)

2 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限

県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。

なお、県教育委員会は県指定史跡に準ずるものを県指定旧跡に指定しており、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会に届け出なければならない。

※ これらのほか、各市町村の条例に基づき指定された史跡名勝天然記念物についても、現状変更等の制限がある。

●事業主体

工事主体者

●根拠法令等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条、第184条

埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第35条、第39条

●創設年度

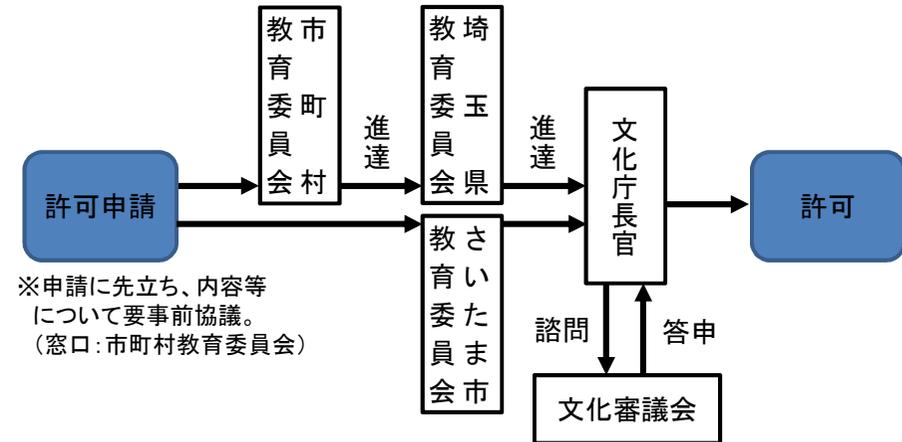
昭和25年5月30日（文化財保護法）

昭和30年10月1日（埼玉県文化財保護条例）

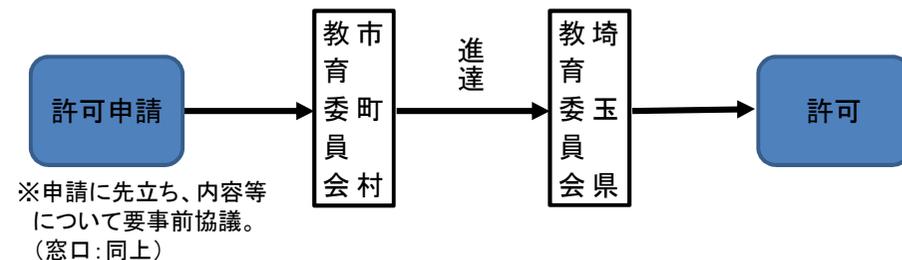
●制度の留意点

現状変更とは、史跡名勝天然記念物の現状に物理的・作成的変更を加える一切の行為を指す。その行為と文化財自体に対する影響との間に個別的因果関係の存在を要するものではなく、現状に変更を加える一切の行為が制限されている。

■国指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係るフロー



■県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係るフロー



■県指定旧跡の現状変更等の届出に係るフロー

